

葉山町耐震改修促進計画〔改定素案〕 に対するパブリックコメントの実施結果について

葉山町耐震改修促進計画〔改定素案〕に対するパブリックコメントの実施結果について

実施期間：平成 28 年 1 月 13 日（水）～平成 28 年 2 月 12 日（金）

提出された意見数：1 団体・5 名 計 6 件

NO	いただいた意見	町の対応
1	<p>前計画の総括が十分行われていない。新たな計画を策定する場合、これまでの計画目標が達成できなかった要因を分析し、新たな計画ではその要因を克服するために、新たな誘導策が講じられなければならないにもかかわらず、何ら触れられていない。</p> <p>「平成32年度までに耐震化率95%を達成するために必要な3,714 戸すべての建築物の耐震診断補助をおこなうことが理想」としながら、「現実的な戸数は財政状況を踏まえ約300 戸」を「選定」としているが、財政計画を伴わない「耐震促進計画」であることを自ら認めている計画とはありうるのか。「法」に基づく計画で策定しなければならないのであれば、財政的根拠を確かなものとするために県や国に対してどれだけの働きかけを行ってきたのか。泣き言だけを言っている計画なら紙の無駄遣いである。</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の目的で「耐震化の促進」は「公共の福祉の確保に資する」とし、「国、地方公共団体」の努力義務として「促進に関する」「資金の融通又はあっせん」「その他の措置を講ずるよう努める」となっているが、町の補助制度は寂しい限りではないのか。仮に、3,714 戸が5年うちに耐震化を希望したら、財政破綻をきたす可能性があるのか。現実的な「約300 戸」が5年のうちに「耐震化」を希望したら財政的に可能なのか。計画を立てていながら、希望があっても財政的に無理というのか。</p>	<p>本計画には、前計画の総括として記載しておりませんが、これまでの現実を振り返りその結果を本計画に反映させています。</p> <p>耐震化の促進には、旧耐震基準の建築物を所有する方々の耐震化に対する意識が大きく影響することから、これまでの取り組みを踏まえ「耐震化することの意義」をはじめ町が行う住宅耐震推進事業の更なる周知に努めます。</p> <p>本計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を、国の方針、県の計画に習い平成 32 年度に 95%と設定しております。ご指摘のとおり現実を直視すれば非常に厳しい目標であります。より多くの建築物の耐震化が図られることを念頭に置き、国の交付金や県の補助金を活用し住宅耐震推進事業を行います。</p> <p>平成28年度の耐震改修工事に係る補助金の上限を、現在の1件当たり30万円から50万円に引き上げます。(平成28年議会第1回定例会において耐震改修工事に係る補助金の上限を1件当たり50万円とすることが可決されたことに伴い、P14に記載のある耐震補強工事費用助成制度の概要 耐震補強工事に係る町補助金額を「工事費の1/2かつ上限50万円」と表記を改めます。またP29に掲載のある「葉山町民間木造住宅耐震工事等補助金交付要綱」を耐震補強工事の補助金の増額に伴い要綱改正したものを掲載します。)なお、町が予算上想定する件数以上の申請があった場合は、補正予算等により町民への補助金を確保します。</p>
2	<p>以前にも指摘したが、「2 町で想定される地震及び被害想定(2)被害の想定(設定条件)」が、冬の平日、18時なのか？夏の週末、お昼に人が多いと思われる。</p>	<p>被害想定による、物的、人的被害が大きくなる条件として、地震の揺れや液状化による施設被害は、季節・時間に関係ありませんが、火災による被害が乾季である冬の夕刻 18 時の条件で大きくなります。また、人的被害は人の行動により変化するので、かなりの人が帰宅途上となる時間帯として夕刻 18 時の想定です。なお P4 表下 1 に記載していますが、海水浴客の死者数は夏 12 時の想定で死者数の外数、帰宅困難者は平日 12 時の想定です。</p>

NO	いただいた意見	町の対応
3	<p>P14 耐震診断費用助成制度（補強工事費用も同様に）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件の緩和を（ex.自ら居住の要件の削除） ・補助額についての増額を検討すべき <p>P17（ウ）その他の道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2項道路のセットバックの確実な対策 ・接する（町道に）家屋対策の具体策 <p>P19「いけがき設置助成制度」の拡充・条件の緩和策を（ex.竹製のものとかな）</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物・公共建築物耐震化の時期等の明確具体的な目標提示を ・高齢者等災害弱者世帯の対応の具体策を 	<p>補助額及び補助要件の緩和等については、今後の耐震化の状況を鑑み検討いたします。なお、平成28年度の耐震改修工事に係る補助金の上限を、現在の1件当たり30万円から50万円に引き上げます。（平成28年議会第1回定例会において耐震改修工事に係る補助金の上限を1件当たり50万円とすることが可決されたことに伴い、P14に記載のある耐震補強工事費用助成制度の概要「耐震補強工事に係る町補助金額を「工事費の1/2かつ上限50万円」と表記を改めます。またP29に掲載のある「葉山町民間木造住宅耐震工事等補助金交付要綱」を耐震補強工事の補助金の増額に伴い要綱改正したものを掲載します。）</p> <p>建築基準法第42条第2項に定められておりますので遵守いただく必要があります。</p> <p>上記の道路全てではありませんが、本計画では、避難所等に通ずる町道で17ページ(ウ)に記載のある「その他の道路」において、震災時に建築物の倒壊により道路を閉塞する可能性が高い道路沿いの昭和56年以前の建築物、約300戸を選定しております。選定された木造住宅の所有者に対し、個別訪問等を行い耐震相談会への参加を促し、町の住宅耐震推進事業をお知らせしています。</p> <p>ご意見は今後の検討事項とさせていただきます。</p> <p>民間建築物の耐震化につきましては、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は平成32年度までの95%を目標としております。また、公共建築物の耐震化につきましては、100%を目標にしておりますが、クリーンセンターにつきましては、今後の施策を踏まえ検討しております。なお、上山口小学校の旧校舎につきましては、後の土地利用方針が定まり次第、解体します。</p> <p>なお、災害弱者世帯の対応の具体策につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
4	<p>平成32年までに耐震化率95%の実現に向けては、耐震化が必要な総数の点と費用自己負担可能性の両点の観点から、特に一般住宅における支援が所有者側から見て現実的に実施可能となる支援内容か否かがポイントであることは言うまでもありません。固定資産税の優遇措置があったとしても、そもそも耐震改修工事を負担するだけの余裕がなければ、工事自体ができないので、税優遇措置は意味を成しません。まずはどの程度の耐震改修工事にどの程度の改修工事費用が必要なのかを調査し、その費用負担ができる世帯がどれだけあるのかを把握すべきでしょう。恐らく必要とされる改修工事費用が負担できない世帯が多いはずで、計画から大きく乖離するでしょうから、町側の経済負担の点から優先すべき300戸を先に進めることは当然として、所有者側の経済負担の点からも負担できる所有者の助成を優先させるなどの措置も検討しても良いかもしれません。</p> <p>なお、耐震化が必要と分かっても経済的理由から実施できない家庭は必ず存在するはずで、そうした家庭に対して耐震化を義務づけるために何らかのペナルティーをかけるなどはしてはなりません。</p>	<p>町では、耐震化への取り組みとして、旧耐震基準の建築物が耐震補強工事を行うことによって耐震性が確保されることが一番の目的ではありますが、耐震補強工事に至るまでの過程として、住宅であれば自身の住む家がどのような状況なのか、どの部分が弱くてどのように改修することがよいか、或いは、耐震診断により耐震性があると判定されるなど現状を認識することが耐震化への第一歩と考えております。</p> <p>また耐震補強工事の内容や費用は個々の建築物によって異なることから、所有者の経済的負担に応じた調査や対策を取ることは難しい現状です。そのため、平成28年度より耐震補強工事に係る補助額を増額することにより、経済的負担を少しでも軽減することが、耐震化に向けて踏み出すきっかけとなることを期待しております。</p> <p>なお、町では、「耐震化を義務づけるために何らかのペナルティーをかける」ことは考えておりません。</p>

NO	いただいた意見	町の対応
5	<p>平成24年6月の同計画の改正は、新規耐震改修工事に対する工事費補助を再開したことによって、行われた。このことは、木造住宅の耐震化に寄与するものと、評価できるものの、予算措置としては十分とはいえなかった。</p> <p>この度の改正に際しては、平成27年度を目標年次とする現計画の達成度等、総括を踏まえた上で、改正すべきであるが、改訂素案には、その記述が見当たらない。目標達成に至らなかった、要因の分析をまず、行うべきと考える。</p> <p>P.19「3(4)選定した約300戸」とあるが、耐震化の具体策がない。具体策があって、初めて計画と呼べるのではないか。まして、耐震化率95%の目標達成に必要な3,714戸に対しては、どのような対応で耐震化を推進するのか、全く見えない。</p> <p>計画そのものの目的を考えれば、目的達成のため、耐震改修工事が促進するような補助制度の見直しが必要と考える。</p>	<p>本計画には、前計画の総括として記載しておりませんが、これまでの現実を振り返りその結果を本計画に反映させています。</p> <p>耐震化の促進には、旧耐震基準の建築物を所有する方々の耐震化に対する意識が大きく影響することから、これまでの取り組みを踏まえ「耐震化することの意義」をはじめ町が行う住宅耐震推進事業の更なる周知に努めます。</p> <p>「3(4)選定した約300戸」に対しては、職員による戸別訪問を継続します。3,714戸に対しては、広報はやま、回覧板、町ホームページ等を活用し「耐震化することの意義」や補助事業の周知を継続して行います。</p> <p>平成28年度の耐震改修工事に係る補助金の上限を、現在の1件当たり30万円から50万円に引き上げます。(平成28年議会第1回定例会において耐震改修工事に係る補助金の上限を1件当たり50万円とすることが可決されたことに伴い、P14に記載のある耐震補強工事費用助成制度の概要 耐震補強工事に係る町補助金額を「工事費の1/2かつ上限50万円」と表記を改めます。またP29に掲載のある「葉山町民間木造住宅耐震工事等補助金交付要綱」を耐震補強工事の補助金の増額に伴い要綱改正したものを掲載します。)</p>
6	<p>耐震改修促進計画書内にある、建築物の耐震化目標値が、現実問題として大幅にずれ込んでいることについて、今後、町はどのように促進スピードをアップさせ、目標値に近づける予定しているのか？もしくは、実現可能な計画を、的を絞って明確に標記するべきでは？</p> <p>一般的な耐震補強工事に伴う工事費の相場は、約120万円前後とされているのに対し、補助基準や補助額等も見直す必要があるのではなか？また、その為の国との交渉も必要ではないか？</p> <p>いけがき設置助成制度の更なる周知の徹底を。</p>	<p>本計画において当初の計画の目標でありました平成27年度までの耐震化率90%の達成が厳しい状況であることは明白です。これは旧耐震基準の建築物を所有する方々の耐震化に対する取り組みの結果が如実に反映されており、町としても「耐震化することの意義」の周知が図れていないことが原因と捉え、今後は従来行っている広報はやま、町内回覧、町ホームページ等を活用した耐震事業の周知に加え、年度毎に地域を絞り「耐震化することの意義」及び町が行っている住宅耐震推進事業の案内を各戸配布するなど、事業の更なる周知に努めます。</p> <p>平成28年度の耐震改修工事に係る補助金の上限を、現在の1件当たり30万円から50万円に引き上げます。(平成28年議会第1回定例会において耐震改修工事に係る補助金の上限を1件当たり50万円とすることが可決されたことに伴い、P14に記載のある耐震補強工事費用助成制度の概要 耐震補強工事に係る町補助金額を「工事費の1/2かつ上限50万円」と表記を改めます。またP29に掲載のある「葉山町民間木造住宅耐震工事等補助金交付要綱」を耐震補強工事の補助金の増額に伴い要綱改正したものを掲載します。)</p> <p>町ホームページへの掲載を継続し、耐震相談会参加者等にいけがき設置助成制度の周知を行います。</p>